

2025（令和7）年度 補装具費支給制度告示改正に関する解説

2025年 5月26日

最終更新 2025年6月12日

一般社団法人日本車椅子シーティング協会 制度委員会

昨年度に引き続き、令和7年度の告示改正で見直された姿勢保持装置や車椅子、電動車椅子の項目を中心に、写真やイラストを用いた解説資料を作成しましたので、補装具申請の打合せや見積書を作成する際などにご活用ください。

なお、完成用部品も含め、告示改正により自己負担額が増えるといった運用については、制度で定められたものではありません。自己負担が認められているのは、デザインや素材の変更を利用者が希望した場合又は日常生活に必要とまでは言えないものの介助者の利便性に必要な機能を利用者が希望する場合のみとなっています。

※厚生労働省へ相談の上、日本車椅子シーティング協会制度委員会で編集した参考資料となります。

種目	名称	種類	上限価格(円)
姿勢保持装置	完成用部品の修理	支持部他	-

今回の改正で姿勢保持装置の完成用部品が大幅に見直されました。

それによりこれまで完成用部品に認められていた部品の処方を受けていた方で、今回の見直しで完成用部品として認められなかったものの修理については下記のとおりとなります。

告示で算定すべきものである場合（ベルト、パッド、カットアウトテーブル等）は告示別表の価格の範囲内で算定する。**なお、告示で算定すべきものを、差額自己負担で利用者に負担させることは適切ではありません。**

告示に基準価格が定められていないものである場合（レディメイドのクッション等）は、カタログに価格が明記されていることを確認し、カタログ価格の範囲内で算定する。

※カタログに価格が明記されていない製品については、補装具費支給制度の対象外となる。

種目	名称	種類	上限価格(円)
車椅子		一部特例の取り扱い	-
電動車椅子			-
姿勢保持装置			-

【告示算定時における一部特例の考え方】

今回の改正で完成用部品が大幅に見直されましたが、一方で新たに一部特例というルールが加わりました。

取扱指針P5 (4) 特例補装具の支給について オに記載されております。

これは完成用部品に記載がない部品等が必要であると医師が認めた場合や製作要素の項目にない特別な改造等が処方された場合に適用されます。（いずれの場合も処方箋に記載があることが条件となります）

この場合、1つまでは特例補装具でなく基準内の補装具として扱っていただける制度です。

※単に告示価格では価格が不足するといった理由での一部特例は認められません。

また、車椅子、電動車椅子の算定時において市販のクッションを使用する場合は、カタログ等に材質、構造、価格が明記されているものに限り、一部特例の構成要素には含めなくて良い（1つのカウントには含まない）ことになりました。

これにより、市販のクッションに加え、さらにもう1つ、告示に基準のない構成要素を追加しても一部特例として手続きをすることが可能となります。

クッション以外の部品についても、その機能や構造、価格等の情報が判定に必要となるため、各メーカーによるカタログやホームページ等への掲載が望まれます。

<参考>

◇メーカー名： 株式会社きさく工房

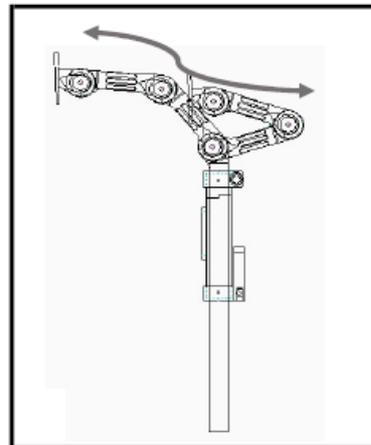
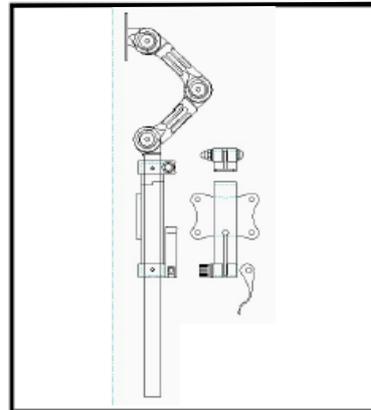
◇分類と製品名： ヘッドサポート用金具
NJ-D1

◇メーカー参考価格： 21,000円（税抜き）

◇主たる材質：主軸の丸パイプから各部のDLはSUS、受け部はAL7000番系

◇用途と機構や特長

- ・高さ調節機構：無段階による高さ調節
- ・前後調節機構：ニョ所のダイヤルロックで前後に長いストローク量を確保。
- ・角度調節機構：前後調節のダイヤルロックを活用すると高さ方向も含めた角度の調節が可能。
- ・主軸軸を中心に水平方向の微調整が可能
- ・食事場面や活動場面、休息場面など、頭部の位置変更をそれぞれの場面で必要とする場合に、工具無しにフレキシブルに調節できる。またダイヤルロックなので、誰が操作しても調節した位置や角度を再現しやすい。
- ・JISで定められた工学的試験をクリア



◇告示で算定した場合の価格の例

			告示の上限額
調節機構	高さ調節	頭部支持部	3,450
	前後調節	頭部支持部	3,500
	角度調節	頭部支持部	4,050
合計			11,000

種目	名称	種類	上限価格(円)
車椅子		支給個数について	-
電動車椅子			-
姿勢保持装置			-

今年度の取扱指針に姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子の支給個数について追記されました。以下、取扱い指針の6ページより抜粋して、解説をします。

抜粋1. (6) 補装具費の支給対象となる補装具の個数について補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認められた場合は、2個とすることができること。

→原則1種目1個であるが、必要性が認められたら2個とすることができる。(従来から変更なし)

抜粋2. 【姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子の支給個数について】

・姿勢保持装置と車載用姿勢保持装置は別の種目であることから、それぞれ1個支給することが可能であること。

→新設された「車載用姿勢保持装置」は「姿勢保持装置(旧座位保持装置)」とは別の種目であることから、それぞれ1個の支給が可能。

例① 姿勢保持装置(自宅室内または構造フレームに車椅子または電動車椅子を取り込んで屋外での移動が出来るもの)1台+車載用姿勢保持装置1台=それぞれで1台ずつの支給が可能

抜粋3. ・姿勢保持装置として支給されるもののうち、構造フレームに車椅子又は電動車椅子を使用する目的は主に移動であって、単に姿勢保持のみを目的とするものではないことから、構造フレームに車椅子又は電動車椅子を使用したものに加え、構造フレームに車椅子又は電動車椅子を使用していない姿勢保持装置を支給することは差し支えないこと。ただし、その場合、車椅子又は電動車椅子の種目を別に支給することは適切ではないこと。

→現在の告示では、姿勢保持装置と車椅子又は姿勢保持装置と電動車椅子を各1台ずつ支給することは差し支えないとされています。

しかし、車椅子や電動車椅子に姿勢保持装置の機能を付加しなければ車椅子や電動車椅子を使用できない方については、車椅子・電動車椅子といった種目名で支給することはできず、「車椅子又は電動車椅子の構造フレームを使用した姿勢保持装置」として支給するしかありません。

1種目につき原則として1個しか支給できないとする補装具費支給事務取扱指針に抵触するといった理由で、木製のキャスター付構造フレームでの外出を余儀なくされていた方がいらっしまったことから新たに定められたものです。

つまり、姿勢保持のための姿勢保持装置に加え、屋外移動のための姿勢保持装置又は車椅子又は電動車椅子を支給して差し支えない。ただし、移動のための姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子については、原則としていずれか1つのみの支給とする、ということになります。

例② 姿勢保持装置(自宅室内用)1台+姿勢保持装置(構造フレームに車椅子、または電動車椅子を取り込んで屋外での移動が出来るもの)1台=合計2台はOK。

例③ 姿勢保持装置(自宅室内用)1台+姿勢保持装置(構造フレームに車椅子、または電動車椅子を取り込んで屋外での移動が出来るもの)1台=合計2台、とは別に〈車椅子または電動車椅子〉の種目での支給は不適切。

※学校用の姿勢保持装置の支給についても次のように改正されていますので留意が必要です。

「学校用として支給した姿勢保持装置が使用されず、学校の廊下等に放置されている実態も確認されており、災害時の避難にも支障があることから、姿勢保持装置を学校で使用する目的で申請があった場合、市町村は当該姿勢保持装置を使用する学校に対し、通学で使用している車椅子又は電動車椅子での移動や授業に支障があるかを確認した上で、真に必要なと認められる場合に限り支給すること。」

種目	名称	種類	上限価格(円)
車椅子・電動車椅子	付属品	クッション	-

市販のクッションの取り扱いについて、厚生労働省では下記のように記載しています。

取扱要領 P56 ウ付属品 (ア) クッション ※ 一部抜粋

市販品のクッションについては、平面形状型及びモールド型にあっては、告示に定める上限価格の範囲内であることがメーカーカタログ等において確認できるものに限り、カタログ価格の範囲内で算定することができることとし、**他の構造のものにあっては、メーカーカタログ等において価格を明記しているものに限り、カタログ価格の範囲内で算定することができること。**

取扱要領P56 ウ付属品 ○付属品の対象者例及び構造

クッション (カバー付き) 平面形状型 構造

平面形状型とは、**平面を主体として構成された支持面を持ち**、各種付属品を組み合わせる姿勢を保持する機能を有するもの。ただし、**ウレタン等の発泡樹脂をクッション材として使用したものに限る。**

クッション (カバー付き) モールド型 構造

身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせる姿勢を保持する機能を有するもの

令和7年6月に開催された、当協会の研修会における厚生労働省の見解は以下のとおりです。

取扱要領に記載されているモールド型の三次曲面とは、利用者の身体の形状に合わせた曲面であることが前提条件、つまり、オーダーメイドでの製作が前提条件ということになります。

従って、現時点で**市販品でモールド型に該当する製品は存在しないという認識です。**

市販品クッションの構造	構造	価格の適用
平面形状型	ウレタン等の発泡樹脂以外の材料が一部または全部に使われている	告示の平面形状型かカタログ価格の安い方
モールド型	現時点でモールド型に該当する市販品クッションは存在しない認識です	
他の構造のもの	平面形状型にもモールド型にも該当しない構造	カタログ価格

市販品のクッションにゲル素材、多層構造または立体編物、滑り止め加工、防水加工の機能がある場合は、告示(ウ)付属品の上限価格に、備考欄に記載されているそれぞれの金額を加算した合計金額と、カタログ価格を比較して安い方を選択します。

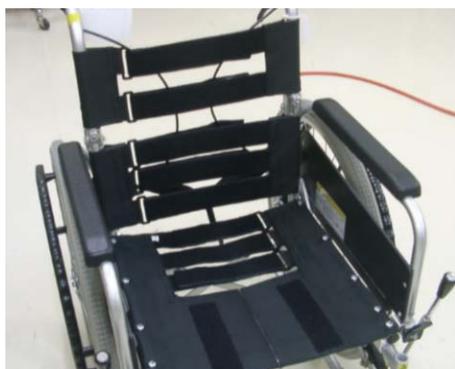
※市販品のクッションが「平面形状型」、あるいは「他の構造のもの」のどちらに該当するかは協会側では回答出来ませんので、自治体等とご相談したうえで決定してください。

種目	名称	種類	上限価格(円)
姿勢保持装置	支持部 体幹部、骨盤・大腿部	張り調整型	15,500
車椅子	シート、バックサポートシート	張り調整式	8,650
電動車椅子	シート		12,900
電動車椅子	バックサポート		8,650

取扱要領 (P52) より引用

座のベースパイプ間にベルトを数本張り（ベルトが連結されて一体になっているものを含む。）、カバーで覆う構造
バックサポートパイプ間にベルトを数本張り（ベルトが連結されて一体になっているものを含む。）、クッション入りカバーで覆う構造（背クッションの同時加算は不可）

と記載されていることから、画像のような張り調整式においても加算対象となります。



種目	名称	種類	上限価格(円)
車椅子	構造部品加算 駆動輪・主輪	車軸位置調整	17,500

取扱要領 (P55) の駆動輪・主輪、車軸位置調整の構造に【(オーダーメイドでの算定は不可)】と追記されました。
これにより、オーダーメイド車椅子での算定は不可になります。

種目	名称	種類	上限価格(円)
車椅子・修理	アームサポート (片側)	肘当て交換	5,000

告示 (P86) に【肘当て 交換】（上限価格5,000円）が新たに追加されました。

肘当て部分のみ交換する場合はこの項目を利用してください。

ただし、アームサポート（固定式）を一式交換する場合は肘当て交換の加算はできません。

種目	名称	種類	上限価格(円)
電動車椅子・修理	ブレーキ交換	電動又は電磁ブレーキ交換（標準形）	18,500

告示 (P89) の備考に、【価格は、1個当たりのものであること。】と追記されました。

これにより、左右両側の交換が必要な場合には、数量2で計上することが可能になります。

種目	名称	種類	上限価格(円)
車椅子	付属品	搭載台	32,600

取扱要領 (P58) の対象者の例に、【(搭載する装置は、告示の備考欄に示したものに限定するものではなく、心拍モニター等の日常生活に必要な装置を含む。)】と追記されました。

これにより、告示に記載されている呼吸器、痰吸引機、携帯用会話補助装置以外のものを搭載する場合でも算定が可能になりました。

種目	名称	種類	上限価格(円)
車椅子	付属品	日よけ	15,000
車椅子	付属品	雨よけ	15,000
取扱要領（P58）より引用			
名称	対象者等の例	構造	
日よけ部品	直射日光を照射により、体温上昇等のリスクが考えられる者	車椅子に取り付けて直射日光を遮る構造を有するもの	
雨よけ部品	雨天外出が想定される者	車椅子に取り付けて、雨傘としての機能をもたせたもの	
<p>上記のように記載されていることから、一つの部品で両者を共有するのではなくそれぞれ必要に応じて別々に加算できます。</p> <p>また、雨よけ部品についてはこれまで構造に、車椅子の【バックサポート等】に取り付けてと記載がありましたが、今回からバックサポート等の記載が無くなりました。</p> <p>これにより、日よけ部品同様に取付位置に関係なく適用が可能になります。</p>			